

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)

パブリックコメント
 (意見募集)を実施



区では、性別等による差別のない、価値観や生き方など、さまざまな多様性を尊重する社会の実現のため、「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入の検討を進めています。このたび、素案を作成しましたので、区民の皆さんにその概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

▶策定スケジュール

- 意見募集開始 11/1(水)
- 意見募集締切 11/21(火)
- 周知開始 令和6年3月下旬(予定)
- 制度開始 令和6年度早期(予定)

素案に対するご意見をお寄せください

素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、人権推進課(区役所4階1番)、男女共同参画推進センター情報資料室(扇橋3-22-2パルシティ江東2階)で閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は後日、個人が特定できない形で、区報・区ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、ご了承ください。

[意見募集期間] 11/1(水)~21(火) 必着

[意見の提出方法] 区ホームページ、または①氏名②住所③年代④ご意見⑤区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクス・窓口で(電話受付は行いません)

☎ 男女共同参画推進センター男女共同参画担当

☎3647-1163、FAX5683-0340

素案概要は2面で

郵便はがき



差出有効期間
 令和5年11月
 30日まで

(切手を貼らずに
 お出してください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 総務部

男女共同参画推進センター

男女共同参画担当 行

東陽四丁目11番28号
 (受取人)



江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)の概要

● 性別等*にかかわらず、婚姻関係にないパートナーの2人やその親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度です。性の多様性が尊重され、価値観や生き方などのさまざまな違いに理解のある社会を促進します。

※性別等(本制度での定義)

生物学的な性別、性自認(自己の性別についての認識)、性的指向(どの性別を恋愛感情または性的な関心もしくは興味の主な対象とするかしないかを表すもの)および性表現(外面に表れる性についての自己表現)のこと。

● 同性パートナーに限定しない制度で、性別等にかかわらず、LGBT等パートナーの2人や、現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの2人も利用できるものとします。

● パートナーシップにある2人に子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができるものとします。

● パートナーの2人が、パートナーシップまたはファミリーシップにあることを宣誓した宣誓書を提出し、区長は、受領証明書および受領証明カードを交付します。

● **法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではありません。**

● 「江東区男女共同参画条例」を一部改正し「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について規定します。

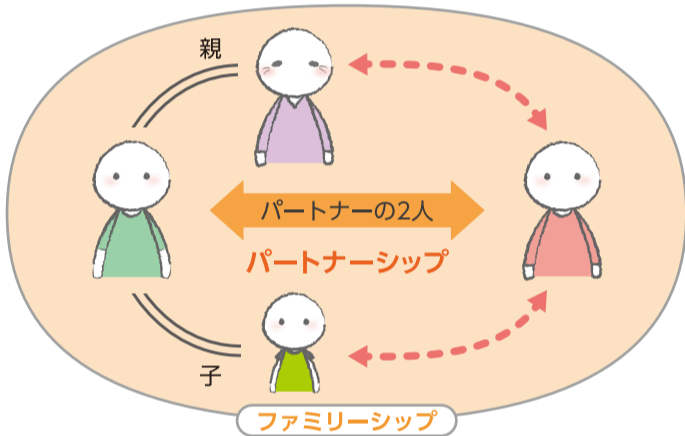
パートナーシップとは

性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2人の者の関係をいいます。

ファミリーシップとは

パートナーシップにある2人と、子や親との家族としての関係をいいます。

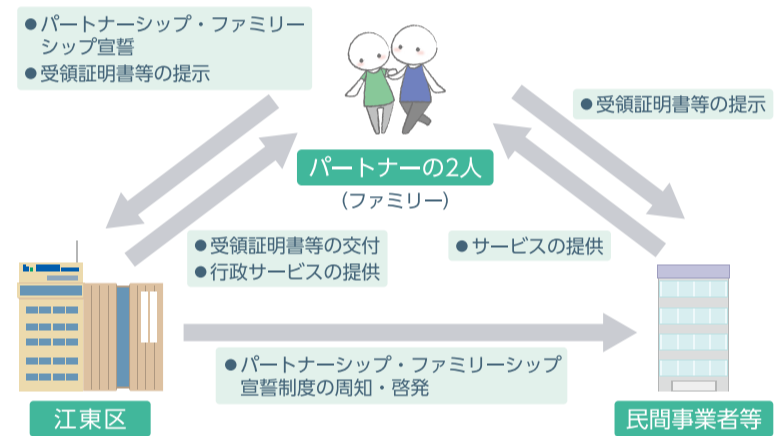
パートナーシップ・ファミリーシップ イメージ図



宣誓制度について

- 区のサービス事業において活用できるよう調整します。
- 宣誓制度の受領証明書等を、東京都が提供する都民向けサービス事業において活用できるよう、東京都と協定の締結を予定しています。
- 区内民間事業者等に対し、本制度についての理解と受領証明書等の活用の協力を依頼します。

宣誓制度 イメージ図



江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)へのご意見をお聞かせください。

意見募集締切：11/21(火)必着

意見募集用の横線が並ぶ空白欄。

氏名	
住所	
年代	20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

対象者の要件

- パートナーシップ宣誓制度(以下の①～⑦にすべて該当する方が対象)
 - ① 婚姻に類似するパートナーシップにあること
 - ② 双方が成年に達していること
 - ③ 双方が婚姻をしていないこと
 - ④ 双方がパートナーの相手方以外と、パートナーシップにないこと
 - ⑤ 双方が近親者(直系血族、3親等内の傍系血族または直系姻族)の関係でないこと(パートナーシップに基づく養子縁組による場合を除く)
 - ⑥ 住所について、次のいずれかに該当すること
 - ア 双方が区内に住所を有していること
 - イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への3か月以内の転入を予定していること
 - ウ 双方が区内への3か月以内の転入を予定していること
 - ⑦ 過去に江東区パートナーシップ宣誓制度における取消しを区から受けたことがないこと
- ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップ宣誓制度の要件を満たすパートナーシップにある者と、その親族(一方または双方の子(生計を同一とする未成年の実子または養子)または親(実親、養親およびこれらの配偶者))

手続きの流れ

- 事前予約
 - 電話または電子申請で申し込み
 - 宣誓する日にちを調整して決定
- パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓
 - 受付場所に宣誓を行うパートナーの2人で来所
 - 必要書類を添えて、所定の宣誓書に、パートナーの2人で自署
 - ※自署できない方は、別途対応。希望する場合は、個室を用意
- 受領証明書等の交付
 - 受領証明書1通と、宣誓者全員分の受領証明カードを交付
 - ※交付手数料は無料
 - ※原則、即日交付。ただし、書類の確認等に時間がかかる場合は、後日、郵便等で送付

